

もくじ

はじめに	
権利獲得の歩み	2
わたしたちの権利	
1. 年次有給休暇	5
2. 特別休暇	6
(1)生理休暇	7
(2)結婚休暇	7
(3)通院休暇	8
(4)通勤緩和休暇	9
(5)妊娠障害休暇	9
(6)出産休暇・加算休暇	10
(7)出産補助休暇	12
(8)男性職員の育児参加のための休暇	12
(9)育児休暇（育児時間）	13
(10)子育て休暇	14
(11)家族看護休暇	15
(12)短期介護休暇	16
(13)忌引休暇	17
(14)追悼のための休暇	18
3. 病気休暇	19
4. 妊産婦の労働軽減	21
5. 体育代替講師措置	22
6. 妊娠養護教諭対応	22
7. 妊婦の休息又は補食	23
8. 産・育休者と代替者の引きつぎ日	23
9. 育児休業	24
10. 育児短時間勤務制度	26
11. 介護休暇	28
12. 介護時間	30
13. 扶養手当の男女平等取り扱い	31
14. リフレッシュ休暇	32
15. ライフプラン休暇	33
福利・厚生事業（共済組合、互助会関係）	34

権利獲得の歩み

- 1955年・産休代替配置（教諭のみ）
- 1968年・結婚休暇
- 1972年・産前、産後の加算休暇
 - ・通勤緩和休暇
 - ・通院休暇（産前のみ）
- 1973年・妊娠障害（つわり等）休暇
- 1974年・通院休暇（産後1年まで1回）
 - ・多胎妊娠産前休暇
 - ・出産補助休暇
- 1976年・育児休業（教諭のみ）
- 1978年・産休代替配置（全職員に）
- 1981年・小学校体育代替（1校3名1ヶ月以上重なる時3ヶ月間）
- 1983年・看護欠勤
- 1986年・多胎妊娠産前休暇（10週）
 - ・産後休暇8週
- 1988年・育児欠勤（事務・栄養職員に）84日間
- 1989年・育児欠勤（事務・栄養職員に）6ヶ月間
- 1991年・育児欠勤（事務・栄養職員に）1年間
- 1992年・地方公務員の育児休業法（全職員）
 - ・産体育休者と代替者の事務引きつぎ日
- 1993年・小学校体育代替（1校2名1ヶ月以上重なる時3ヶ月間）
 - ・リフレッシュ休暇（勤続30年）
- 1994年・育児時間男女に保障
- 1995年・介護休暇（連続する6ヶ月）
 - ・育児休業手当金（給料日額の約30%）
 - ・介護休暇給付金（1日4,000円）
- 1996年・小学校体育代替（1校2名1ヶ月以上重なる時、重なる全期間）
 - ・結婚休暇7日間に延長

- 1997年・産休育休者と代替者の事務引きつぎ日（寄宿舍職員、実習助手）
 - ・通院休暇改善
- 1998年・中学校体育代替（1週間につき10時間）
 - ・妊婦の休息・補食のための職専免
 - ・リフレッシュ休暇（勤続20年）
 - ・多胎妊娠産前休暇（14週）
- 1999年・育児休暇（育児時間）1歳6ヶ月まで
 - ・小学校体育代替（中学校区2名1ヶ月以上重なる時、重なる全期間）
- 2000年・リフレッシュ休暇（勤続10年）
 - ・ライフプラン休暇新設
 - ・育児休業中の一時金基準日問題改善
- 2001年・育児・介護休業手当金改善（給料日額の約50%）
 - ・介護休暇改善
- 2002年・育児休業、部分休業3歳未満児まで延長
 - ・介護休暇改善（同一疾病で再取得可能）
 - ・子どもの看護休暇新設
- 2003年・子どもの看護休暇改善（時間取得可）
 - ・育児休暇（育児時間）最大2歳まで
 - ・介護休暇給付金改善（1日につき7,000円）
 - ・ライフプラン休暇年齢引き下げ
- 2004年・子どもの看護休暇改善（子の年齢 小学校卒業まで）
 - ・育児休業取得者の昇給延伸回復措置（1年3短）
 - ・ライフプラン休暇年齢引き下げ
 - ・婦人科検診の検査項目に乳房超音波又はマンモグラフィを追加
- 2005年・子どもの看護休暇から子育て休暇に拡充（日数5日から7日へ取得事由にリハビリの介助、健康診断、予防接種、入卒業式出席）
 - ・育児休暇誰でも2歳まで取得可能に
 - ・出産補助休暇改善時間取得可

- ・男性の育児参加のための休暇新設
- ・育児休業中の共済掛け金3歳まで免除
- 2006年・家族看護休暇の新設
- ・子育て休暇の改善（取得事由を学校行事に拡大）
- ・不妊治療は病気休暇の対象
- 2007年・子育て休暇の改善（義務教育終了前まで）
- ・育児休業取得者の昇給延伸完全回復
- 2008年・育児短時間勤務制度の新設
- ・子育て休暇の改善（取得事由に引き渡し訓練追加）
- 2009年・子育て休暇の改善（取得事由追加）
- ・リフレッシュ休暇（30年）の改善
- ・子育て休暇の改善（2人以上は10日）
- 2010年・短期介護休暇の新設（要介護者1人は5日、2人以上は10日）
- ・育児休業の取得条件拡大
- 2011年・初任者や臨任者の病気休暇を「療養に必要な期間」とした
- 2012年・子育て休暇の改善（対象に里子、事由に引き渡し下校追加）
- ・小中学校体育代替講師措置の対象に臨任者も加える
- 2013年・中学校の体育代替講師の持ち時数を10時間から13時間に改善
- 2014年・小学校体育代替改善（18学級以下の小学校で妊娠者1人に体育代替講師措置）
- 2015年・中学校の病休・介護休代替を長期休業中も配置
- ・家族看護休暇の祖父母・孫・兄弟姉妹の同居要件撤廃
- 2016年・小学校体育代替改善（学級規模に関係なく妊娠者1人に体育代替講師措置）
- ・妊娠している小中学校養護教諭の繁忙期（4～6月）に資格を持つ特別加配措置
- 2017年・連続3年間1日2時間の範囲内で介護時間の新設